ハンセン病問題における「子ども」の人権侵害を究明した先駆的研究の集大成

宇内　一文

清水　寛編著

ハンセン病児問題史研究

国に隔離された子ら

ハンセン病にかかわって（物理的にも精神的にも）国に隔離された子らが、国策による隔離や国民に根深い差別・偏見などによって、人格権を含む権利侵害や人生被害をどのように受けてきたかを歴史的に究明し、子どもの権利の保障という視点によって、国民一人ひとりの責務と社会全体が未来にわたって共有していくべき課題を明らかにしていくこと、これが本書において掲げられた目的である。

本書は、編著者の清水寛氏（埼玉大学名誉教授）らが、日本全国と旧植民地（韓国・台湾）の療養所を訪問し、入所者から子ども期を中心に聞き取りを重ねてきた「ハンセン病療養所における子どもの生活・教育・人権の歴史」に関する先駆的研究の集大成である。

清水氏は、日本の障害児教育・福祉史の大家であり、発達（権）保障の立場にたつ権利としての障害児教育をめざして、養護学校（現・特別支援学校）義務化の実現（一九七九年）に理論的に貢献した教育学者である。本書全体には、編著者の「どのような病をもっていようと、子どもは決して小さな大人ではなく、固有な発達の筋道を有し、それにふさわしい教育と環境が不可欠であり権利」であるという信念の通奏低音が流れている。

ところで、本書は、一九八〇年代から九〇年代にかけての「ハンセン病児の生活・教育・人権の歴史」をテーマとした編著者のゼミにおいて取り組んだ共同の学習と研究の成果をまとめたものである。それゆえ、本書の論文・報告の多くは、ハンセン病問題が社会問題化されていった時期に発表されたものである。ハンセン病児問題の課題は序章で提起されている。

本書の構成は、大きく三部に分かれている。「第Ⅰ部　研究編」では、第一章においてハンセン病児問題史の概略が戦前・戦後の患者児童（病児）と保育児童（未感染児）に分けて生活・教育・人権の視点から整理されている。第二章から第四章にかけて、療養所に隔離された病児の文芸作品を分析し、隔離主義の内面化により病児の精神生活と意識の深層に深刻な影響を与えていたこと、病児に求められた学力が「新聞が読めて、手紙が書けて、園内通用券の計算ができる」程度の「園内通用学力」であり、隔離の思想と表裏一体をなす「閉ざされた学力」であったことを明らかにしている。第五章では、一九六〇年代から毎年春になると発生した韓国・定着村の未感染児共学拒否事件の発端と経緯、解決の過程を検討し国策が誘発した差別の影響について明らかにしている。第六章では、ハンセン病児問題史の学習・研究の歩みが記されている。本書がハンセン病問題における入所者の人生被害のうち「子ども期」の過酷な人権侵害の実態について明らかにしたことは社会的意義のあることであった。なぜならこうした研究の蓄積が国賠訴訟における原告の「閉ざされた過去」を拓く証言を裏づける根拠となっていったからだ。

「第Ⅱ部　証言編」には、第六章から第九章にかけて、編著者らが療養所を訪問し入所者を対象とした子ども期の聞き取りや寄稿などが、「第Ⅲ部　資料編」には、日本特殊教育学会自主シンポジウムにおけるハンセン病児問題学習・研究の報告の概要が収録されている。

本書が、研究者だけでなく編著者のゼミに集まった学生、元小学校教員や韓国出身の研究生、家庭の主婦などの聴講生、ハンセン病元患者など多様な市民との出会いと交流による学び合いによって生み出された点は興味深い。本書は、国策による「ハンセン病児の隔離と教育の歴史」における差別の実態を解明し、隔離による人権侵害の告発と再発防止への啓発に資するという学術的意義と、らい予防法の時代に、編著者のゼミでの多様な背景と価値観をもった市民らによるハンセン病児問題の学び合いは、共生社会における市民の学習のあり方を先取りして示した実践的意義を有しているように思う。

本書は、ハンセン病児問題史の「研究書」としても、ハンセン病児問題学習の「実践記録」としても味わい深い内容となっており、研究者だけでなく広く多様な市民に読んでもらいたい一冊である。（うない・かずふみ氏＝常葉大学講師・教育学）

★しみず・ひろし氏は埼玉大学名誉教授・障害者教育学。編著に「日本帝国陸軍と精神障害兵士」など。一九三六年生。

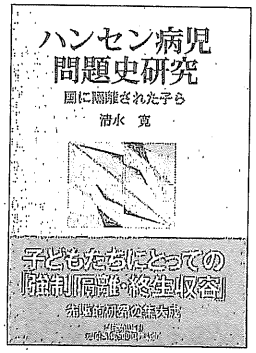

A5判・550頁・6500円
新日本出版社
978-4-406-06054-7
TEL. 03-3423-9323

近刊セレクト　学術・思想

◇ジョルジュ・アガンベン「哲学とはなにか」（四六・四〇〇円・みすず書房・1月下旬刊）

◇辻浩和「中世の〈遊女〉」（A5・四二〇〇円・京都大学学術出版会・2月中旬刊）

つぶやき、うめき声、赤ん坊の訴え。言葉になる以前の場所に、音楽と詩と政治の起源がある。哲学と言語の存在する根拠を示す必読書。上村忠男訳。

〈遊女〉の有り様は、近世とそれ以前では大きく異なる。遊女の芸能と〈イエ〉の実態に迫り、遊女の地位低下の様を見事に炙り出す。（仮題、予価を含む）